

人力車賃鈔記

八月四日 一金三拾鈔 停車場往復二度

八月九日 一金五鈔 比宅ヨリ

八月十日 一金三拾五鈔 法定ヨリ學校廻リ

八月二十日 一金二拾鈔 高見往復

八月二十三日 一金拾六鈔 停車場往復

八月二十三日 一金五鈔 市役所迄

八月二十七日 一金十七鈔 法定ヨリ役所迄

八月三十日 一金二拾七鈔 (中山路法定ヨリ 南木町迄)

八月三十一日 一金五拾鈔 百屋入

八月三十一日 一金十五鈔 法定ハ

八月三十一日 一金三十鈔 半日雇入

八月三十一日 一金四十鈔 (一時ヨリ 舟迄廻)

八月三十一日 一金三十鈔 (六時半ヨリ 九時迄)

八月三十一日 一金十鈔 (駐車場ヨリ法定 二入役所迄)

八月三十一日 一金三圓二拾鈔也

右之通り法座工候也

右正諸取申候也 石丸様

平川元吉